議長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

第11回 議会改革推進特別委員会

平成 26 年 10 月 24 日 (金) 9 時 57 分~11 時 13 分 第 4 委 員 会 室

【出席者】 江角委員長、平石副委員長

足立委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、飛野委員、岡本委員 佐々木委員、道下委員、西田委員、西村委員、牛尾昭委員

【議長団】 原田議長、 澁谷副議長

【委員外議員】

【事務局】 三浦局長、小川書記、外浦書記

議題

- 1 浜田市議会基本条例の検討について
 - (1) これまでの検証結果
 - (2) 具体的な改正等の検討

2 その他

(開議 9時 57分)

江角委員長

おはようございます。道下委員から欠席の連絡があったようです。それから足立委員は前回のところで遅れるということでしたので、また追って出席されると思います。以上の出席状況ですが成立しているので、第 11 回議会改革推進特別委員会を始めさせていただきます。

今日は、これまで数回にわたって検証してきた基本条例の、一定の整理ができればと思っています。これを終わらせてまた次回からはそれぞれの改革項目について議論を始められればと思っています。議論の状況によってはそうならないかもしれませんが、ご協力をお願いします。

1. 浜田市議会基本条例の検討について

(1) これまでの検証結果

江角委員長

では議題 1(1) について。前回色々ご意見いただきながら整理した件を、まず確認する意味で、事務局から資料も出されているので報告してもらって、(2) で具体的な検討をしたいと思います。では次長。

小川次長

はい。これまで何度かにわたって検討されてきたものを一覧表にまとめてみました。一番左側が条の番号等、真ん中が主な意見、右側に条文の改正が必要かどうかの結果について。あとはどう対応するかという話をしています。

(以下、資料をもとに説明)

江角委員長

今報告があったように、これまで議論してきて、各条文のところでそれぞれ意見をいただいたわけですが、その内容を含めて報告いただきました。最終的には条文を改正するかしないかということになりますので、その意味で報告にもあったように、条例改正に繋がるものについてはもう少し議論することにしておりますので、(2)で議論したいと思います。これまでのところでもう1回確認したい点やご意見がありましたら。具体的に入ってよろしいですか。

(「はい」という声あり)

次長。

小川次長

この検証結果という表示にしていますが、今から今日検討して貰う部分を踏まえて、もし了解が得られればこういう形で、これに文書付けて議運に、議会改革検討委員会ではでこういう検証をしましたと文書を出したいと思っています。

江角委員長

この資料は中間報告ということに留めていただき、この条文の検証が全 て終わったらその方向性も含めてこれに加えて、最終的には議運に提出す るということで確認していただきたいと思います。

(2) 具体的な改正等の検討

江角委員長

では(2)で1つずつ進めていきたいと思います。まず前文のところが今の状況に合っているかどうか。「地方分権の時代を迎え」という表現の所ですが、事務局側で少し調査していただいていますので、それを受けて議

論を深めたいと思います。説明をお願いします。

小川次長

前回までに、最近できた条例を調べてみて、どういう表現をされているか、入っているか入っていないかも調べてみたらどうかというご意見をいただいたので、資料1になります。中国地方で2013年に条例が新たにできた所を5件載せています。一番新しいのは2014年になって江津市議会が基本条例を作っておられるのですが、実はここは前文ありません。前文なしに目的に入っています。

(以下、資料をもとに説明)

江角委員長

それでは少し議論して方向付けをしていきたいと思います。正副で一応事務局も含めて事前打合せをしておりますが、結論を出してはいません。話があったように、前文をそのまま、当初作ったままの経緯を含めて尊重する意味でそのままにするのか、それともこの条文の「地方分権の時代を迎え」を削除して「地域の自主性と自立性が主張される現在にあって」とスタートするのか、もう一つは、この時代にあったような、先ほどいくつかの例がありましたが、進展の流れの中にあってとかいうように、少し条文を変えるのか。この3点だと思いますので、少し皆さんから、このままおくのか、少し削除するのか、それとも変えるのかについて少し出していただき、変えるということになれば中身を議論したいと思いますし、そうしなくていいということになればおきたいと思います。ご意見をそれぞれ出していただきたいと思いますがいかがでしょうか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

議会基本条例は、日本に日本国憲法があるように議員にとっては憲法であるという前文を作ったわけですが、日本国憲法の前文を時代によってしょっちゅう変えるという話は聞きませんし、とすれば、やはりそういう時代に作ったということで、前文以降については進化するものだと思いますが、前文については当時作った時代背景が反映されていればそれはそれで良いのではないかと思いますので、このままで良いのではないでしょうか。他にそれぞれ出していただければ。西田委員。

江角委員長 西田委員

私も、前文は作った段階の時のそれぞれの議員、あるいは作った方々の 思いがそこに集まっていると思います。特に栗山町議会の基本条例の前文 を見ると、最初にこういった基本条例を作られたというだけあって前文の 中身が濃い、思いが大変詰まった前文になっています。そしてそれを変え られていないということもありますし、私もそんなに大きく変える必要は ないと思います。強いて言えば「地方分権の時代を迎え」が他の参考にも ありますように「時代の中で」とか「時代の流れの中で」程度なら、変え てもおかしくはないと思いますが、基本的にはそのままで良いと思います。 他に。小川委員。

江角委員長 小川委員

私も今回の議論を通して、前回だったか「化石の良さもある」と言われて、私自身もそうだなと思いまして。先ほど栗山町のを見た時に、これとそう離れていない時期に多分浜田市議会のも制定されたと考えた時に、先ほど言われた形で、前文はこのまま変えずにおいた方が良いのではないかと、私自身も思いました。

江角委員長

3人の方から「このまま」というご意見がありました。変えるなら少し、

というご意見もありましたが。それ以外で何か、変えようというようなご 意見はありますか。森谷委員。

森谷委員

皆さんに反対するのが趣旨ではないんですが、例えば、法人税の通達の前文には、通達は制定するんだけども通達に縛られることなく臨機応変な実情に合った対応をしろ、となっているわけなんです。こういうのは残すべきではないかと思うんです。税務調整で、通達にこうなっているから駄目だというんじゃなくて、色んな事情を勘案しなさいよということなんです。そういうのは残すべきだと思いますが、前文というのは指針になるようなものであり続けて欲しいなという思いがあるんです。となると、ちらちら見ながらその時代に合ったような、永遠に通用するようなものを決めて欲しい。この内容がいけないんじゃなくて、この内容が永遠に貫き通すような内容でしたら、ずっと維持し続ける。結果的に同じだということであって欲しいなと思います。

江角委員長

はい、他にございますか。雰囲気とすればこのままでいこうということと、もう一つは、時代に合ったものに少し変えても良いんじゃないかということになるんではないかと思います。まあこれは極端に違っているということでもないんだと思いますが。変えるとすれば先ほど事務局が提示されたような、「地方分権の時代を迎え」の「時代を迎え」部分をちょっと変えるくらいなのかなと思うんですが、そうでなくてこのままおこうということもありましたが。その辺を少し、どちらにするかということで議論いただき、変えるということになれば変えますし、おこうということになればおきたいと思います。結局のところ4年に1回こうやって検証することになりますので、「地方分権の時代を迎え」ということをはるかに超えてしまって、地方分権がもう当たり前なのに、ということをはるかに超えてしまって、地方分権がもう当たり前なのに、ということになれば、当然ここは変えていくことになるかもしれませんが。この表現でも全くおかしくはないが、少しこれより進んでいるという意味合いもあるのかと思い、ちょっと微妙なところだなと思いますが。どうしましょうか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

江田島市議会さんは、多分浜田市議会を参考にされているんですよ。何年か前に全議員で見えたことがあるので。当時の議長が今市長になっておられて、当時の副議長が今議長さんかな。ということで、「地方分権の時代にあって」と書いてあるんです。だから少し手を入れられたんでしょうね。僕は先ほどの森谷委員のお話も分かるんですけど、まあ前文ですから、未来永劫前文が残るとは思いませんけど、今日の時間軸にあっては今の表現で充分ではないのかなと。また2年後3年後4年後に検討する時は、また違う意見が出ると思いますが、今日の時点でこのままで。あと少し触るなら、触らない方が潔いのではないかという感じがします。

江角委員長

「流れの中にあって」みたいな文言に変えても、また変える可能性もなきにしもあらずなので。これは事務局で記録をとっておいていただいて、4年後の所ももう1回、もう少し流れが進むかもしれませんので、そこでもう1度この所は慎重に議論してもらうということを少し残しておいて、今回はこのままいくということでどうでしょうか。

(「はい」という声あり)

小川次長

では報告書の結果の所に、現行通りとするんだけど括弧して、今後しっかり検討して欲しいという意見があったという…。

江角委員長 小川次長 江角委員長 まあ出した段階でまた。

分かりました。

はい、ありがとうございました。では次に議論しておくのは、事務局から説明を踏まえてから議論をしたいと思います。

小川次長

前文ともう1点、今回具体的に検討するという条文が、18条の政務活動の所です。この中でも政務活動費で今この条文どおりに明らかにしているけど、第三者のチェックが必要ではないかという意見が出ましたので、そのことについて、若干考えてみたことを、正副委員長とも話してみましたが、こういう形でどうだろうかという案を、2つほど出していますので、見ていただければと思います。

(以下、資料をもとに説明)

江角委員長

今色んな所で政務活動の問題があり、国会議員の名前も出ているわけですが、浜田市議会の場合はいち早く一円からの領収をつけて公開していることが、市民から見ればチェック機能が働いているということにはなるんだろうと思いますが、厳しい中でも少し、チェックの所をきちんとやったらどうかというご意見が出て、ここに挙がっているものですから、そういう方向で、どういう方法でしたら良いかということを議論したいと思います。このままで良いんじゃないかという声があれば伺いたいと思いますが、できるだけしっかり、議運の皆さんにも議長団にも見ていただいておりますが、第三者の目でチェックすることは必要ではないかと思っていますので、それも踏まえて、やるのであればどういう方向なのか。やらなくて良いというご意見があればそれも出していただきたいと思います。いかがでしょうか。牛尾昭委員。

牛尾昭委員

前回、第三者のチェックが必要ではないかという意見を申し上げました が。たまたま報道番組を見ている時に、函館市議会がホームページで公開 しているという話が盛んに出るので、函館より浜田が先だろうと思ってい るんですけど。ただその時に、元三重県知事の北川正恭さんに請われて総 務省から三重県に出向してそのまま総務省に帰れなくなった人が今、4 チ ャンネルの「ゼロ」という番組ですかね、深夜に出ています。彼が言うの は、ホームページで全面公開すれば全国からのチェックの目に晒されるこ とになるので、第三者がなくてもそれはそれで、全ての議会がそうすれば 良いのではないか、と彼が意見を言ったので、うんまあそれはそうかなと 思いました。代表監査に見てもらうことは彼らにとって負担になるという ことがあるのなら、余分に経費を払わなくて良いから代表監査に見てもら えば良いなと私自身は思っていたのですが、逆に言えば…僕も実は指摘を 受けたことがあるのはあるんですよ、江津の市民から。市外で本を買いす ぎると。逆に言えばホームページで晒しているわけですから、浜田市議会 議員も報告書に疑義があれば、議長なんでもメールに指摘をして欲しいと か。そういうことをするのもある種のアイデアの面白さかなと。周りの人 に笑われるかもしれませんけど、そんなことを先日報道番組を見ていて思

いました。晒しているということは、積極的にチェックということじゃないんだけど、そういう方はチェックを多分されているので。今回の浜田市議会のチェックをしている新聞社がいて、1ヶ所おかしい所がありましたねと言われました。それは何ですかと言ったら、領収書を紛失したからそれを同僚議員が証明していたというような、そういう箇所がありましたねという指摘を、新聞社から受けたんです。でもそれはまあ問題ないでしょということを僕は言ったんだけど、そういう指摘もあったということを今披露しておきます。そういうのは良いんじゃないかと。お金を使わないで、逆に言えばマスコミを利用しながらそういうチェックを受けられる体制を作っているというような、そういう仕掛けで良いんじゃないかなと。長くなりましたが、意見として申し上げておきます。

江角委員長

使途基準じゃなくて…設けているのは何だったかな。どういう物が使えるとか使えないとかいうのは。あれ自体がちょっと厳しいので。出足の所が厳しいのは厳しいです実際のところは。あれが少し分からないと、あれを越えたものか越えてないものかみたいなことは、少し分かりにくいのは市民の皆さんも分かりにくいかもしれませんが、良識の目で見ていただくことになるのかなと。

内部監査の所で金が掛からなければ、いずれにしても事務局が相当なチェックを入れて、使ったり報告を受けたりしておられるわけで。いま言われたような目線を少し、もう少しはっきり打ち出してみてもらうということなのか、もう少し議員外・事務局外の所にも少し目を入れてもらうとか、通してもらうとか、どちらかだろうなとは思いますが。

小川次長

政務活動費という名前ですが、実際、項目的にはいわゆる補助金なので、補助金の執行と同じように、報告書が出たらその分全部、うちだけのチェックだけでは実際はなくて、財政とか会計とか全部合議して、こういう報告がありましたというのは見てもらっているのは確かなんですよ。だから議会だけの目じゃなくて、議会事務局は当然しっかりチェックをして議長まで目を通してもらってやりますが、収支報告についてはきちんと執行部も見ているので、そういう点で言えば議会以外の目も一応通っているという、形的にはそうなっています。

江角委員長 森谷委員 小川次長

森谷委員。

浜田市だけがそうなんですか。兵庫県もそうなんでしょうか。

補助金ですから全部そうだと思いますよ。財政運営上は。会計処理がそれぞれの自治体で違っていれば分かりませんけど。

江角委員長 森谷委員

森谷委員。

もしそうだったら、他所もそうである中でおかしくなっているわけだから、そのシステムが機能していないと思わざるを得ないと思うんです。それを前提でどうするかという話だと思います。

小川次長

兵庫県の場合は、使途基準、使い方そのものが、領収書がなくても良いという。うちは全部領収書を付けようという話ですが、あそこは領収書なくても良いというような基準を作っていたこと自体がおかしいので。それはそういう基準で、領収書がなくても出せるというのなら会計回っても一

緒ですよね。いくら払いますでそれしか見ないので。それではいけないので、うちはきちんとここで明らかにするということになっているので、その辺は全く違う部分はあると思いますけど。そこの基準的には、うちの方が随分進んでいるのを前提に話をするという形になると思います。

江角委員長 牛尾昭委員

牛尾昭委員。

次長が言われるのはそのとおりだと思うんですけど、市民の視点からした時に、使途基準がうちは厳しいんですよと言ったら言い訳みたいなんですよね。だから僕は、外から見て第三者機関がチェックしてますよという方が、言い訳を100万件費やすよりもはるかに効果があると思っているので。ホームページでどこからでも覗けるんですよということを、盛んにある番組は函館函館言うわけですよ。函館の前に浜田だろうと。まあそういうことでもないんだけど。客観的に見て、第三者チェックが入ってるんですねという方が、言い訳をしなくて済むというのが。先ほども言ったように新聞社が事前にチェックしていて、浜田市議会こういう所がありましたと言われたんだけど、それはそれとして。第三者のチェックという方が謳い方として分かりやすいと思うんですよ。市民の目線に。今の時代で言えば。いくら入口が厳しいからそんなことに使いませんよって言ったって、じゃあそれ具体的に分かりますかということになるんで。やはり市民に分かりやすい表現の方が良いと思うんですが、いかがでしょうか。

江角委員長 森谷委員 森谷委員。

そう思います。例えば、市民が見つけてもそれを問題にする場所がないですよね。何かクレーマーがいる、で終わっちゃったり。だから、何て言うんですかね、本当は大して要らないという思いがあったとしてもそういう所を作って、確実に意見を上げてもらえる、なかったらないという意見を上げてもらえるような場所が必要だと思います。

江角委員長

条文的にもやっていることも進んでいるのは確かだろうと思うんですが、いま言われたように、第三者がきちんとチェックしているということをもって、より市民の皆さんからの信頼が高まるようなことが、必要な時じゃないかなと思うんで、少しそういう方向でやることを前提にして条文を触るのか、触らずにそういうものをきちんとどこか条文以外で謳うのか。その辺の所を少し議論いただきたいと思います。

いまの監査の所で、実際には二十数名おられるから大変なのかも分かりませんが、それぞれ目を一応通す流れはあったにしても最後の所で少し、 事務局の報告文書等も付けてやってもらうということについては、事務作業的にはどうなんですかね。話してみなければ分からない話ですかね。

小川次長

こういう話があるんで見てもらうことはできないだろうか、と事務局長に話しに行った時には、先ほども話があったように、あそこも選管と一緒になって人数が減って、24人の方のを全部チェックするとなると、代表監査委員さんが目を通そうとすると事前に事務局が全部チェックしなければいけなくなるので、事務的には、あそこも4月から5月、まだだからあれだけど、ちょっとしんどいかなという話はしてたんですが。それでも一応、代表監査委員さんにはまた折を見て話をしてみますという所でおいた

ので。事務局的には24人分全部、領収から全部チェックしてというのは、 ちょっとした事務量にはなるのかな、という気がします。

江角委員長 牛尾昭委員 牛尾昭委員。

出納閉鎖以後でも良いじゃないですか、この議会のチェックについては。 政務調査費のチェックについては。拘らなくてもある程度時間をずらして。 それでも別段問題はないわけでしょう。

小川次長 牛尾昭委員 そうですね。

外部的に、代表監査がチェックしてますよということがちゃんと伝われば良いわけであって、チェックの仕方については時期をずらせばどうってことないよ大体。時期ずらして問題があれば、返還請求も来るだろうし色々あるだろうし。それはあまりこだわらなくても良いんじゃないかな。やってもらうということが大事だと思います。

江角委員長 森谷委員 森谷委員。

そのとおりだと思います。その時期のずらし方なんですが、牛尾さんが 言われたのは終わってからずっと後。だけど今進行中にちょっとずつやっ て、ルーチン作業みたいな形でやっていけば、間違っていても直せだすっ たもんだという作業もないし、事前に正確になって出るというのが理想で はないでしょうか。

江角委員長

事務量の関係があるとすればそういうことなんですけど。まず前提として第三者機関に見てもらうということについて確認していただければ、先ほどのような技術的なことだとか、条文の話に行けるんですが。そういう方向で良いですかね。

(「はい」という声あり)

では第三者機関にやってもらうということで。正式にまた話をしていただいて、先ほどのような話だったら確実にできるということになるのか、それまででもしっかり努力してやるということになるのか、その辺はちょっと調整してもらえますか。

そうなると、時期は別として条文で言うと1の案の方法になると思うんですが、条文を触るということでよろしいですか。

(「はい」という声あり)

これは、意見を聴くという表現で良いんですか。

小川次長

「審査を受けるものとする」にしようか、何にしようかと迷っているの で。一番柔らかい文で「意見を聴くことができる」にしたんだけど。

江角委員長 牛尾昭委員 牛尾昭委員。

審査を受けるものとする、ぐらいでないと読みとってもらった時に、浜田市議会甘いなという印象があるんじゃないですかね。聴くものとする、では。ある程度、最低レベルのハードルは越えるようなものでないと困るような気がします。

江角委員長

審査という名称、名称だけじゃないですが、実際に審査してもらうということなんですけど、そういう字句の表現で改正するということで良いですか。

(「はい」という声あり)

小川次長 江角委員長 ではそれで確認させていただきます。「審査するものとする」ですか。 「審査を受けるものとする」です。

小川次長

はい。ということで。あとは資料を出されました最後の、請願・陳情を 採択した時の対応・フォローアップが必要ではないかということです。こ れもちょっと説明をお願いします。

請願・陳情採択の後のフォローアップですが、参考資料として西脇市のもの。この前の最初に配った資料ではあそこの一文しか載っていませんでしたが、今日は基本条例全部持ってきました。それと、福島町が議会評価やっているので調べてみてくれということもありましたので、北海道福島町議会の基本条例もコピーしていますので、参考にしていただければと思います。

(以下、資料をもとに説明)

江角委員長

もし条文を中に加えたとすれば、執行部に対する詰めた話をしていかないといけないんじゃないかなという気がするんだが。何か他に、要綱とか定めるべきものではないかなと思うんですが。例えば今だったら委員会で、以前の総務文教委員会だったら、上府の関係でも公民館を建て替えてくれと、ああいうものが出てきた。今回もツーリズムの関係で、委員会留まりでしたが陳情も出た、採択した、何年かしたら委員会も変わってしまって、誰が責任持ってどうなったかと聞くのもあやふや、というのが実際は現状かもしれない。その時に、条文を加えたことによって執行部の方に、1年に1度必ず、それがどうなったかを報告しろと言うのか。または条文にあるから委員会からまた聞けというのか、その所はどうなるだろうか。聞けというなら今でも聞けないこともないけど。

三浦局長

調査会でそのことを言って、請願が出て意見書を採択したのを出しているので、その内容について今後どうなっているのかというのは、調査会でできると思います。

小川次長

聞くのはできると思うんですが、西脇の分が違うのは、「措置することが適当と認めた場合は、市長に対してその主旨を実現するように求める」というのができることになっているんですね。うちは今、陳情が出たら陳情は採択したかどうかだけ、採択しましたと送るだけで、それに対してこれを実現してください、こういう措置をしてくださいという要望は付けていないので、それをやろうと思うと、具体的でなくても付け加えておかないと、要望がなかなか。陳情とか請願とか、実際はそういう要望を議会からするものではないので。

江角委員長 牛尾昭委員 ちょっといまのような意見を踏まえて意見は。牛尾昭委員。

結局いまの話は自治法 125 条の関係だと思うんですよ。「処理経過及び結果の報告を請求することができる」ということがあるんで、それを条文の中で、例えばこのツーリズムが良い例なんです。採択したけど、それはどうなるかということについては、報告する義務というのは条例の中で謳うか。そうすると、採択する前に実現可能かどうかということも事前にある程度勘案しないといけないこともあるだろうけど。多分その辺を執行部にある程度重しを付けるというか、そういうところがあるんだろうなと思

うので。色んな請願・陳情がありますが、今回出ているツーリズム、国から補助金がなくなったから職員を辞めさせたと。本来ツーリズムを推進していかねばいけない時代の中で逆行しているわけです。そういうことについて委員会でそういう判断を下したわけだから、それについては執行部は次年度どうするのという、そういったこともあるので。そうでないケースもあるだろうけど、条文に謳うというのは非常に画期的なことだろうなと。逆に言えばそうすると、議会側の採択について充分慎重にしなければいけない。そういう意味で逆に議会側にもプレッシャーがかかるだろうなと。採択しても実現しないようなことを採択できないということもあるので。あるんだけど、一歩前進という意味では、そういったことを条文に謳うというのは非常に有効ではないかと思うんですが。ただこれちょっと時間かけて議論しないと、なかなかすぐ今日ってわけにいかないような気がするんですがね。

江角委員長

はい。他にご意見ありますか。条文に加えて実行については、それぞれもう少し。執行部とも詰めていくこともあろうし。どのようにするかですよね。

小川次長

今の受け止め方とすると、執行部の方も議会が採択されたんだから尊重 しないといけない、という気持ちは充分あるんだけど、法的にそれに拘束 はされないので、それをやらなければいけない義務はないので、気持ちは 尊重するけど、できないものはできないでずっと放っておくみたいな所が、 中にはあるんじゃないかという気もしなくはないです。その所を議会とし ては、先ほど言われたように、採択は重いと。そうするとこれに対して、 じゃあ予算化を考えるとか人の配置をしっかり体制整備するとか、そうい う具体的な措置、こういう措置をするべきだという、それこそ付帯意見で はないですが意見を付けて採択して送るという形にして、その報告を求め る形にすれば、議会も採択する時にきちんと重みを持って採択しなければ いけないし、執行部の方も法的拘束力はないにしても尊重しなければいけ ないなという気持ちだけ、採択なさったから尊重しなければいけないとい う気持ちだけじゃなくて、後ちゃんと検討してみて報告もちゃんとしなけ ればいけないという、お互いにプレッシャーを持ちながら緊張した関係で 業務が進んでいく。それが市民のためになる、という方向で行けば、文章 は別にしても、皆さんもう1回時間かけてでも検討して、そういう方向で 検討された方が良いんじゃないかなという気はします。

江角委員長 牛尾昭委員 牛尾昭委員。

参考人招致で2人来ていただいて、色々喋っていただいて。島根県は島根県でツーリズムに力を入れようとしているけど、浜田市は補助金がなくなったからという。そういう条文を入れて、執行部側が予算厳しくてできないんだという返答をしたとする。そうすると議会は議会で一般質問の中で、それはおかしいじゃないか、政策として実現すべきじゃないかということを、結果は別にしてもそういう流れが市民に見えれば、ああ議会に届ければ一定の流れができるんだな、ということが見えてくるのは、議会に対する理解が深まるし、何か大変なことを議会にお願いして、もしかした

らやってもらえるんじゃないかなというのも、見えてくるような気がするんです。その拠り所として僕は入れるべきではないかなという気がします。

江角委員長

事務局の機能としても、今まで何年何月に請願を採択しました、1年後にまだ結果は出せません、2年後は多少何かが始まりましたとかいう、そういうチェックはないわけですか。

小川次長 江角委員長 ないです。

決めておいて、ずっと放っておく流れになっているし。だから再チェックする所も、委員会から手が離れたみたいなことになって、本会議で採決を取ればもう議会は投げっぱなしだということで、委員会もなかなか、今度は調査会でというようなことでも、採択したもののなりにくい面もあるので。その意味では結果は別としてきちんと、事務局も我々の意識としても、あの時の請願の一覧表を見ればどこの委員会が採択して、本会議でも採択して、実際にはまだできてません、だから次はやり始めました、ということが何か一覧表で、誰もが分かるような、引き継いでいけるようなものを作っておかないと、議会が変われば全く分からなくなってしまう話だよね実際。請願・陳情は4年が過ぎれば。

牛尾昭委員

4年で切れるので4年の中でしかできないんだけど、いま委員長がおっしゃるように、例えば採択した陳情が1年後にどうであるか、2年後にどうであるか、というような報告を執行部がしなきゃいけないような、そういう文言を入れて、ただ4年の中でリセットするわけですから、4年の中で一定のサイクルでそういうものを報告させる義務を執行部に負わせるというような、ちょっと荒っぽい言い方だけど、そういう流れで一つのものを作ったらどうですかね。

江角委員長 小川次長 江角委員長 実際、できないものはできない場合もある。

今はできないというものも当然あるので。

議会も今、趣旨採択ができないからね。採択か駄目だという話になって しまっているから。そうすると執行部も趣旨は理解するが実際にこれはち ょっとすぐには無理ですという問題があるのは、理解した上での判断なん だけども。ただそれをきちんとチェックして、4年で切れて振り出しに戻 ったみたいなことは報告する必要があると思う。

小川次長

執行部の方にも、意見が付いて出てきたから、こういう措置をしなさいという意見が出てどうしてもしなければならないんだという、それがあまりにプレッシャーになると、財政的にも大変なのにそれはなかなか難しいわ、でもしなければいけないという、悩ませるようなこともしてはいけないと思うんだけど。ある程度、今よりかは若干もっと余裕を持って受け取って欲しいというような、そして市民の方に分かりやすく、議会に陳情・請願でもすれば実現に向けて動いてくれるという期待を持ってもらえるような形ですれば良い気がするんですけどね。

江角委員長 牛尾昭委員

牛尾昭委員。

それで行けば、予算全般を見て、何でこれをしないのと。予算の組み替えというのはそこから発生すると僕は思うんですよ。こちらも、優先するんじゃないかと、こんな無駄なことをすんなよと。例えば、行くかどうか

分からないけどそういう可能性が出てくるので、執行部にあまりプレッシャーをかけない程度の条文を、もう少し時間をかけて皆さんの共通認識として持てるようになって条文を作るというのが良いような気がします。

三浦局長 江角委員長

森谷委員

執行部とも話をしてみないと…。

森谷委員。

先ほど小川次長が、採択したものが執行部にとってプレッシャーになっちゃいけないが、と言われましたけど、私は普通の予算の項目と同じように、プレッシャーになるべきものだったらプレッシャーになって構わないと思うんです。同列に扱っていく。そこを遠慮して考えることは良くないんじゃないかなと思います。

江角委員長 西村委員

西村委員。

決算の認定で付帯意見を付けるじゃないですか。非常に重たいもので、結局それに対してどういうアクションを打ったかというのは、次年度報告しますよね執行部が、言われなくても。ああいう仕組み。それから、陳情や請願でも、執行部も必要とあらば参考意見的に呼んで聞くと。そうしないと、可能性があるないが判断できかねることが多々あると思うので。今の委員会での審議の仕方も、そういったことを想定しながらやっていって、求めるのでも表現の仕方も委員会として工夫するようなやり方をしていけば、可能性としては充分開けるかなと思うし。本来、西脇市のやっているようなやり方の方が随分、あるべき姿から言えばそうかなという気がするので。そういう方向で議論。今日結論を出すという意味ではなくて、議論を重ねた方が良いような気はします。

小川次長

審査のやり方もあるんですよね。この前の、グリーンツーリズムの陳情は参考人招致をしたので、執行部が全部いる時に参考人さんもいてもらって、執行部へも質問ができて色んな意見交換ができたんだけど、普通は陳情審査は一番最初の執行部はOKですと言った後で陳情審査したりするので。そうすると意見が聞けないということもあるので、この辺の審査の仕方も含めてちょっとまとめた方が良いかなと。西村委員言われるように。これは僕も入れる方が良いと思っているんですけど。ここはちょっと時間取って別口の所で論議を…。

江角委員長

条文改正の所での議論なので、どこかで議運提起をして、議運かどこかが本会議にかけて条文改正になると。そうするとどこか一緒に、これはもうちょっと後にやりますということでなしに、今回のはこの委員会に任された検証なので、それは整理して、できるだけ早く改正したもの、1年もう経ちますので、本来は速やかに検証せよということになっているので。次の所でもう執行部にも事前の話をしてもらって、それも踏まえてやるよということで、条文としてはどのように謳っていくのか。それから、執行部の報告のあり方はどのようにしていくのか。もっと言えば審査のあり方なんかも含めて、工夫が必要なものは工夫を、どのようにするのかみたいなことは、次あたりで出してもらって早く整理して、条文改正は改正としておきたいなとは思って。あまり繋いでもいけないなと思っています。方向は内容も条文も、できれば変えた方が良いというのは共通項だろうと思

います。どういう条文にするのか、どこに入れるのか、具体的にはどういうやり方でするのかということも含めて。

小川次長

次年度からやるところで3月議会では諮らないといけないと思うんで、 そうすると当局との話をさせてもらって、条文的なものとか制度的なもの をちょっとうちの方で考えさせてもらって、了解を得られたら3月議会に は諮って、先ほどの第三者機関のチェックも併せて、条例改正をしてしま うという形ですか。何度もやらずにできるだけ一度に。

江角委員長

ということになれば、もう少し議論の時間も取れますので。今日確認した、もう変えようという所については変更したもの、追加するものは追加してもらって。それから今日の最後のフォローアップの、請願・陳情の関係ですね、これについてはもう少し詰めた形で、具体的なものが出せるようにして、また執行部にも伝えていただいて、次の所か近い所で結論を出すということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

よろしくお願いします。

あと、条文の改正という意味合いでは、今日議論した所であったわけですが、一定の方向なり出せたと思っております。あと意見を出されたもので、条文の改正には繋がらないけれども議会改革の内容として付け加えて議論しようということも何点かありましたので、それはそれで今後議論していきたいと思います。今日の所で、条例の改正部分について、何か特別にご意見があれば最後に伺いたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

2. その他

その他は、今日はこれを整理するという意味合いで、考えていませんでしたが、次からの議論をどうしていくのかということも若干、まだ積み残しがあるにはありますので、またこれは正副で議論させていただいて、事前の会議の案内の時に、こういったことを議論したいということでご案内させていただきますのでよろしくお願いします。

その他、事務局はないですね。

小川次長 江角委員長 ないです。

では次の日程を決めさせていただいて、終わらせていただきます。

(以下、日程調整)

江角委員長

では 11 月 10 日(月)、全協終わった後の昼 13 時から特別委員会を開催 いたします。以上をもちまして特別委員会を終わりたいと思います。ご苦 労さまでした。

(閉議 11 時 13分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。 議会改革推進特別委員会 委員長 江角 敏和 卵